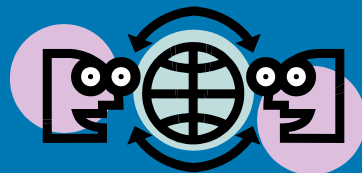




# 桐



大東文化学園教職員組合連合機関紙  
2015年12月11日発行 第1097号

大東文化学園教職員組合連合

〒175-8571 板橋区高島平1-9-1

tel/fax. 03-3935-9505

組合ホームページ

<http://www.boreas.dti.ne.jp/daito-un/>



Facebook  
大東文化学園  
教職員組合連合



Twitter  
@daitounion

## この号の内容

- 1 団体交渉開催
- 2 連合代議員総会報告
- 3 連合新執行部紹介

春闘要求事項として持ち越しに

一部条文の削除要求は

最終的な規則案が提示される

## 教員就業規則に関する3回目の団体交渉開催

11月30日(月)18時30分から2時間ほどかけて、板橋校舎2-0107で専任教員就業規則をめぐる3回目の団体交渉を行いました。学園側は林事務局長、古川学務局長、石田総務部長、城所人事課長が出席し、組合連合側は水谷委員長、山本副委員長、池田書記長、小池書記次長、北澤執行委員、兵頭執行委員、松村執行委員、山中執行委員、沼口組合員が参加しました。

組合の指摘を含め修正され、前回の団交後に提示された最終的な規則案について組合要求と学園回答、団交での確認事項を解説します。学園の説明を受けて組合の見解、現状の問題点を互いに確認できた一方で、条文の一部分の削除を要求していた事項に対しては回答が得られず、春闘要求として改めて要求するとしました。

12月7日(月)18時30分から開催された連合代議員総会では、今までの団交の報告と今後の就業規則に対する取り組み方について審議がなされ、学園の示した2016年1月の制定に向け、組合連合としては①これまでの慣例を就業規則として明文化することには強い反対理由が見出せない、②責任コマ数に関する規定の施行が2017年4月以降で準備期間が設けられている、③大学執行部が春闘等の団体交渉の場で交渉課題とする余地を認めている、等の理由から今後の経過を見守り、来年度春闘等も活用して引き続きこの問題に取り組んでいくこととなりました。

以下団体交渉での学園資料の規則案(条文のまま。抜粋)と組合要求、学園の回答、確認事項を掲載します。規則案全文、団体交渉記録をご覧になりたい方は組合事務室にございますので、開室時間内にご来室ください。(書記局)

### 大東文化大学専任教員就業規則(案)

出校日、出講日等

#### 第14条

専任教員(第2条第3項に規定する助手を除く。)は、弾力的な時間割の編成を実現するため、教授会の開催予定日を含めて週4日を出校日として指定するとともに、少なくとも週3日を出講日として確保しなければならない。ただし、研究所及びセンターに所属する専任教員については、学長の承認を得て、所長がそれぞれ別の出校日及び出講日を定めることができる。

- 2 学園は、専任教員の学外勤務(自宅研修、学会及び研究会参加、調査資料収集活動、社会貢献活動等)を認める。ただし、学園、大学及び学部等が業務の運営に支障があると認めた場合は、この限りでない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、授業期間以外の期間は、第9条に規定する職務を遂行する場合及び8月の夏季特別休暇期間以外の1日を除き、出校を要しない日とする。
- 4 専任教員は、出校の都度、出勤簿に押印しなければならない。
- 5 専任教員は、出校しない週日(学園の休日及び休暇の日を除く。)について、学園、大学及び学部等からの連絡を受けられるよう努めなければならない。

#### 目次

- 1、専任教員就業規則について  
の団交報告・・・1ページ
- 2、連合代議員総会報告・・・3ページ
- 3、連合新執行部紹介・・・4ページ

### ＜組合連合の要求と学園回答＞

学外での資料収集・調査活動・学会や研究会への参加は教育職員（以下「教員」）の資質向上に不可欠であり、出校日を増やすことにより学外での活動が制限されれば教育や研究の質を下げることになる、との理由から組合連合は当初案の「週 4 日出校」に反対、これに対し大学執行部は当初より「弾力的な時間割編成のために出講可能日を増やすことが必要」と主張、一方で「実際の出校日は 3 日でよい」という見解も示してきた。今回の修正案では「出校候補日を 4 日あげて、そのうちの 3 日を実際の出校日とする」というもので、従来事務方から出されていた出講依頼に関する文書の内容の範囲内である。一部の教員はこれまでも週 4 日の出校日候補を提供して事務方の依頼に添えてきたはずであるが、わざわざ規則化しなければならなかったということは 3 日しか候補日を出さなかった教員がいかにか多かったかを想起させるものである。教員はこうした背景にも自戒の念を込めて思いを寄せるべきではないだろうか。

### 責任授業回数等

#### 第 15 条

専任教員（第 2 条第 3 項に規定する助手を除く。）の責任授業回数は、授業時間 1 時限 90 分を基準とし、次の各号に掲げるとおりとする。この場合における授業とは、大東文化大学学則、大東文化大学大学院学則及び大東文化大学法務研究科（法科大学院）学則に掲げる授業科目（センターにあっては科目編成表に掲げる科目）のことをいい、別段の定めがある場合を除き、必要に応じてその都度開講される講座、セミナー、講演等における講義、教育実習校等への派遣その他の教育活動等を含まないものとする。

#### （1）法科大学院、研究所及びセンター以外の学部等に所属する専任教員

前期 1 週 6 回、後期 1 週 6 回（通年換算計 6 コマ）とする。ただし、前期又は後期いずれか一方の期に責任回数の不足が生ずるときは、他方の期に不足授業回数を加えた回数を担当する。この場合において、前期、後期ともに 1 週 2 回を下回ってはならない。

#### （2）法科大学院に所属する専任教員

前期 1 週 3.5 回、後期 1 週 3.5 回（通年換算計 3.5 コマ）とする。ただし、前期又は後期いずれか一方の期に責任回数の不足が生ずるときは、他方の期に不足授業回数を加えた回数を担当する。この場合において、前期、後期ともに 1 週 2 回を下回らないよう努めるものとする。

#### （3）研究所及びセンターに所属する専任教員

所長の意見に基づき、学長が承認した勤務時間又は授業回数をもって、責任授業回数を満たしたものとみなす。

2 学園は、業務上の必要がある場合には、前項に規定する責任授業回数を超えて専任教員に授業を担当させることができる。ただし、1 週の総担当授業回数は、原則として次の各号に掲げる回数を超えないものとする。

#### （1）学部の授業科目のみを担当する者 前期 1 週 8 回、後期 1 週 8 回（通年換算計 8 コマ）

#### （2）学部及び大学院の授業科目を両方担当する者 前期 1 週 10 回、後期 1 週 10 回（通年換算計 10 コマ）

### 学校法人大東文化学園 給与規則 改正案

#### 3 専任教員就業規則第 15 条第 1 項及び大東文化大学特任教員就業規則（以下「特任教員就業規則」という。）

第 19 条第 1 項に規定する責任授業回数に満たない教育職員については、その不足する 1 週の授業回数に第 7 条第 14 号（一）の超過時間手当（月額）の単価額を乗じた額を給与の月額から減額する。ただし、次の各号のいずれかに該当する者の授業回数については、この限りでない。

- （1）学園及び大学の役職者については、専任教員就業規則第 15 条第 3 項に基づき、責任授業回数から減することができる授業回数
- （2）専任教員就業規則第 15 条第 4 項第 1 号及び第 2 号並びに特任教員就業規則第 19 条第 3 項第 1 号及び第 2 号に該当する者については、学長が責任授業回数から減することが必要であると認めた授業回数

### ＜組合連合の要求と学園回答＞

授業担当時間数の管理に関しては「学部長会議申し合わせ」を基本に各学部に委ねられており、「学園の現況」（平成 27 年度 106 ページ）にも示されている通り、各学部の事情に応じて役職者以外にも 6 コマ未満の教員がいる学部もあれば、増コマになる教員の比率が多い学部もある。こうした事情を踏まえて組合連合は担当授業時間数を学内一律に規制することに反対してきたが、執行部は「ノーワーク・ノーペイ」「負担の公正化」を理由に担当コマ数の規則化、さらに給与規則を変更して罰則まで設けようとしている。この部分の 2016 年度施行は見送られるようであるが、組合連合としては時間が与えられたということでさらに大学執行部に申し入れを続けて行きたい。「ノーワーク・ノーペイ」はもっともな理念であるが、それなら無能な教育役職者の「ノーワーク」、学内的にも学外的にも高水準の給与を得ている高齢者教員の「ノーワーク」は野放しでよいのか、といった主張が若手教員を中心に高まるのではないのか。

## 育児時間

第30条 生後満1年に達しない生児を育てる女性の専任教員から請求があったときは、勤務時間中、午前若しくは午後1回1時間又は午前1回及び午後1回各々30分の育児時間を付与する。

2 前項の時間は、勤務したものとみなす。

3 第1項の請求があった場合には、学部長等は育児時間の取得に配慮するものとする。

## 子の看護休暇

第34条 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する専任教員から請求があったときは、負傷し又は疾病にかかった当該子の世話をするために、1年間に5日を限度として、子の看護休暇を第37条第1項第14号に規定する特別休暇として付与する。

この場合の1年間とは、4月1日から翌年3月31日までの期間とする。

2 前項に規定する休暇の日数は、小学校就学の始期に達するまでの子を2人以上養育する場合には、10日を限度とする。

3 子の看護休暇は、半日に分割して請求することができる。ただし、土曜日には請求することができない。

## 介護休暇

第35条 要介護状態にある配偶者及び父母並びに同居し、かつ、扶養する祖父母、兄弟姉妹及び孫（以下「対象家族」という。）を持つ専任教員から請求があったときは、当該対象家族の世話をするために、1年間に5日を限度として、介護休暇を第37条第1項第15号に規定する特別休暇として付与する。この場合の1年間とは、4月1日から翌年3月31日までの期間とする。

2 前項に規定する休暇の日数は、対象家族が2人以上いる場合には、10日を限度とする。

3 介護休暇は、半日に分割して請求することができる。ただし、土曜日にはこれを請求することができない。

## ＜組合連合の要求と学園回答＞

左記の条文の中で、四角で囲った部分について、組合は条文からの削除を要求した。

育児時間については「女性」に限定することは、取得を制限することにつながり、男性教員も当然取得できるようにすべきであるが、学園の回答は「労基法の条文も『女性』になっている」というもので、組合は現状の職場環境の改善の意味でも、引き続き春闘等を活用し要求してゆく。

同様に子の看護休暇、家族の介護休暇についても制限が設けられる部分は出来るだけ削除するように要求したが、これらの項目について学園はこのまま制定する意向であり、春闘要求として改めて要求を申し入れがあれば対応するとの回答にとどまった。

## 連合代議員総会開催

大東文化学園教職員組合連合 2015年度連合代議員総会が2015年12月7日（月）午後6時30分から大学組合会議室において開催されました。以下、簡単ながら総会の議事について報告します。

水谷委員長からの開会挨拶の後、議長に首藤禎史氏（経営）が選出された。まず、総会成立状況の確認がなされ、出席代議員6名、委任状2通（出席代議員1名につき委任状1通を有効とする）を合わせて8名となり、総会開催要件の定足数（過半数名）を満たしている旨が書記局より報告された。

総会は首藤議長の司会の下、第一号議案（2014／2015年度活動の報告）の審議に入った。水谷執行委員長からの説明の後、文言追加（育児・介護休暇取得制限の撤廃を成果に加える）を条件に満場一致で第一号議案を承認した。

第二号議案（2014／2015年度決算報告）は兵頭執行委員が報告し、代議員の全会一致で承認された。

第三号議案（2015／2016年度活動方針）は池田書記長、水谷執行委員長が提案し、同様に全会一致で承認された。

第四号議案（2015／2016年度予算）は兵頭執行委員が提案し承認された。

今回の連合定例総会より、組合連合としての活動報告の他に大学、高校が各々の組合活動を報告する場として開催された。

この他の議案として、教員就業規則については冒頭の団交報告の様に審議がなされた。

また、組合の活動において今後大学と高校、幼稚園が連携する意味でも長期的には学園組合としてひとつになることも選択肢としてありうるのではないかとといった提案が出され両組合で検討してゆくこととなった。

次いで総会は新役員の選出に移った。執行委員会から新役員候補者が推薦され、総会はその候補者を信任投票により承認した。新役員選出により総会は予定された議案の審議を終了し、議長が出席者全員の拍手のうちに解任された。最後に水谷執行委員長よりの挨拶の後、22時に閉会となった。

代議員の皆様のご協力により、無事総会は終了いたしました。議長を務めて下さった首藤先生をはじめ、お忙しい中ご出席くださった代議員の皆さまに改めて心から感謝申し上げます。

12月9日に行われた大学新役員候補者に対する信任投票開票において大東文化大学教職員組合員の過半数の信任を得た大学組合役員と一高組合選出役員候補者の総会における信任投票により、2016年度の連合執行部が次ページの通り決定いたしました。（書記局）



## 新執行部紹介

2016年度の連合執行委員が、以下のように選出されました。

大東文化学園が直面する諸問題に関して、積極的に取り組んでいく所存です。

皆様のご支援とご協力の程、お願いいたします。

| 役 職  | 氏 名     | 所 属    |             |
|------|---------|--------|-------------|
| 委員長  | 沼 口 博   | 文・教育   | * 大学組合 委員長  |
| 副委員長 | 山 本 葉 月 | 一 高    |             |
| 書記長  | 池 田 祐 輔 | 一 高    |             |
| 書記次長 | 小 池 剛 史 | 文・英米   | * 大学組合 書記次長 |
| 執行委員 | 兵 頭 圭 介 | スポ健・健康 | * 大学組合 副委員長 |
| 執行委員 | 大 杉 由 香 | 環境創造   | * 大学組合 書記長  |
| 執行委員 | 山 中 吾 郎 | 文・教育   |             |
| 執行委員 | 白 井 春 人 | 外・英語   |             |
| 執行委員 | 北 澤 恒 人 | 環境創造   |             |
| 執行委員 | 松 村 岳 志 | 経済・社経  |             |
| 執行委員 | 内 田 知 行 | 国関・国関  |             |
| 執行委員 | 吉 永 圭   | 法・法律   |             |
| 執行委員 | 齋 藤 由 香 | 一 高    |             |
| 会計監査 | 白 石 裕 子 | 法・法律   |             |
| 会計監査 | 水 谷 正 大 | 経営・経営  |             |

組合の活動に対するご意見、労働環境改善についてのご相談など、  
いつでもお気軽にご相談・ご提案ください。

### ■■書記局年末年始の開室日のお知らせ■■

12月4週～1月の組合事務室開室日は下記の通りです。  
何かとご不便をおかけ致しますが、どうぞよろしくお願い致します。

- ★ 開室日：2015 年 12 月 21 日（月）・22 日（火）  
12 月 23 日～1 月 7 日 冬季休暇
- 2016 年 1 月 8 日（金）・12 日（火）・15 日（金）  
18 日（月）・22 日（金）  
25 日（月）・26 日（火）・29 日（金）
- ★ 開室時間：9：30～17：30
- ★ お問い合わせはEメール：daito-un@boreas.dti.ne.jp  
にてお承りいたします。

本紙は大学組合webサイト

[http:](http://www.boreas.dti.ne.jp/)

[//www.boreas.dti.ne.jp/](http://www.boreas.dti.ne.jp/)

daito-un/ にも

掲載しています。

本紙へのご投稿、ご意見、ご質問は

[daito-un@boreas.dti.ne.jp](mailto:daito-un@boreas.dti.ne.jp)

に

お寄せください。